#### (趣旨)

第1条 知事は、府内中小企業等が事業を継続するための担い手確保・育成支援、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や収入減少者の副業及び兼業の支援、並びに就職が困難な方の就職支援を行うため、正規雇用労働者等を雇い入れる府内中小企業等が実施する事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する 中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。
  - (2) 「離職者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月1日以降に離職した者であって、令和元年12月31日時点で就業していた者をいう。
  - (3) 「収入減少者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少を余儀なくされた者をいい、直近1箇月間の収入(臨時的に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。)が新型コロナウイルスの影響を受ける前の任意の1箇月間の収入に比して減少する者をいう。
  - (4) 「学生等」とは、令和2年度に大学等に新規に入学した者、及び令和2年新卒者の うち、内定通知を受けたが、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用を取 り消された者をいう。
  - (5) 「就職が困難な方」とは、別表1に掲げる者をいう。
  - (6) 「正規雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇(その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。)を受けている者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い者を含む。
  - (7) 「非正規雇用労働者」とは、正規雇用労働者以外の労働者であって、1週間の所定 労働時間が20時間以上の者をいう。

### (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 京都府内(京都市域を除く。)に主たる事務所を有する、中小企業等又は別表2に掲げる施設及びこれに類する施設等を運営する事業主
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1箇月間の売上が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の任意の1箇月間の売上に比して減少している事業主

ただし、別表2に掲げる施設及びこれに類する施設等を運営する事業主は除く。

(3) 離職者、収入減少者、学生等、又は就職が困難な方(以下「対象労働者」という。) を新たに3箇月以上雇用する事業主

ただし、対象労働者については、雇用日から3箇月経過時に京都府内に住所を有する者(ただし、特段の事情のある場合を除く。)とする。

また、収入減少者であって、主たる勤務事業所等から副業・兼業を許可されている 労働者が、主たる勤務事業所からの指示により、副業・兼業先での勤務を継続できな い場合は、3箇月以上の勤務を不要とすることがある。

なお、令和2年6月1日以降に雇用された対象労働者が、当該中小企業等を退職した場合の再雇用については、補助対象外とする。

- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主
- (5) 京都府税の滞納がない事業主
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。
  - (1) 対象労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に、当該対象労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主
  - (2) 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。)である事業主
  - (3) 令和2年6月1日以降に、事業主の都合で従業員を解雇している事業主
  - (4) 対象労働者の新たな雇用を要件として、他の助成制度の適用を受けている事業主
  - (5) 次のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)
    - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業等
    - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中 小企業等
    - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている 中小企業等
  - (6) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力 団員等
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に 規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、同法第 2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)
  - (8) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
  - (9) 本補助金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により 送検処分を受けている者
  - (10)本府が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

## (補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表3に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。
- 2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

#### (補助事業の実施期間)

- 第5条 事業実施期間は、令和2年6月1日から令和3年3月15日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象労働者の雇用開始日については、令和2年12月15日までとする。

## (補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、申請者が支出した補助対象経費の額とし、補助限度額及び補助上限人数は別表4のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときはこの限りではない。
- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

#### (審查)

第8条 知事は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じて補助対象者の施 設等の実地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査する。

### (補助事業の変更の承認)

第9条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、別記第2号様式により申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられる変更については、この限りでない。

#### (中止又は廃止の届出)

第10条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号 様式により届出書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (補助事業遂行の義務)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な 管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

### (実績報告)

- 第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第2号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
  - (1) 対象労働者の勤務条件等が確認できるもの(労働条件通知書の写しや雇用契約書の写しなど)
  - (2) 対象労働者の勤務実態が確認できるもの(出勤簿の写しや賃金台帳の写しなど)

- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用又は事業主通知用)の写し(学生等雇用保険被保険者対象外の者を除く。)
- (4) 支出が確認できるもの(給与明細書の写しや領収書等の写しなど)
- (5) その他知事が特に必要と認める資料
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額を減額して報告しなければならない。

### (交付の取消し等)

- 第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
  - (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
  - (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき
  - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
  - (4) この要領の規定に違反したとき
  - (5) 第 12 条に規定する実績報告において、第 7 条の規定により行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

#### (補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

## (財産の処分の制限)

- 第15条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、あらかじめ別記第4号様式を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

#### (その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和2年10月14日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

# 別表1 (第2条第5号関係)

就職が困難な方

対象者
60 歳以上の者
身体・知的・精神障害者
母子家庭の母等
父子家庭の父(児童扶養手当を受けている者に限る。)
被災離職者 (東日本大震災による被災離職者等)
就職氷河期世代(雇用日現在満 35 歳以上満 55 歳未満の者)
生活保護受給者等

## 別表2(第3条第1号関係)

別表 2 (第 3 条第 1 号関係						
業種	施設等の種類					
医療業	病院					
	診療所					
	歯科診療所					
	助産所等					
児童福祉事業	保育所					
	託児所					
	乳児院					
	母子生活支援施設					
	児童養護施設					
	知的障害児施設					
	児童厚生施設					
	母子福祉施設					
	放課後児童健全育成事業所					
	保育型認定こども園					
	地方裁量型認定こども園 等					
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム					
	養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	介護老人保健施設					
	有料老人ホーム					
	老人短期入所施設					
	認知症老人グループホーム					
	老人デイサービスセンター					
	訪問介護事業所 等					
障害者福祉事業	居住支援事業所					
	生活介護事業所					
	身体障害者更生施設					
	身体障害者福祉ホーム					
-	,					

	身体障害者授産施設				
	知的障害者授産施設				
	知的障害者福祉ホーム 等				
教育	幼稚園				
	幼稚園型認定こども園				
	幼保連携型認定こども園				
その他	救護施設				
	更生施設				

## 別表3 (第4条関係)

<u> </u>						
補助対象事業	補助対象経費					
(1) 新型コロナウイルス感染 症の影響による離職者又は 収入減少者、あるいは学生等 又は就職が困難な方の雇用	新たに雇用した労働者に支払う賃金 (注 意) 賃金には、時間外手当のほか、労働基準法第26条 に規定する休業手当、住宅手当、勤務地手当、日直・ 宿直手当、単身赴任手当等を含め、臨時に支払われる 賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金等を 含めない。					
(2) 従業員等への教育訓練事 業	新たに雇用した労働者及び既雇用の労働者に対する 研修等の実施に必要な経費 (例 示) 講師謝金及び旅費、教材購入費、会場費等					
(3) 担い手確保に向けての広 告宣伝等に係る取組	新たに雇用した労働者に係る求人募集等の実施に必要な経費 (例 示) 民間求人サイトへの掲載料、求人広告費用、チラシ 作成料等					

# 別表4 (第6条関係)

区分	補助率	補助限度額	補助上限人数
正規雇用労働者の雇用		1人につき 30 万円	
非正規雇用労働者(週 20 時間以上の勤務に 限る。)の雇用	10/10	1 人につき 10 万円 (3 箇月経過時に正規雇 用労働者に転換した場合 は、30 万円とする。)	1事業者につき、正 規及び非正規雇用労 働者合わせて10人

注 対象労働者に支払われた賃金やその他経費の合計額が上表の金額を下回る場合は、その額とする。